

# 千葉県NPO活動推進指針

～ NPO立県千葉の実現に向けて～

千 葉 県

県民一人ひとりが主役  
～「NPO立県千葉の実現」に向けて～

21世紀は、県民一人ひとりが主役の時代です。

それは、県民が声を上げ、手をあげ、政策提言型の県政を実現することです。また、情報公開と県民参加によって、誰もがその人らしく生き生きと暮らせる豊かな地域社会を創造していくことでもあります。

NPO法が平成10年に施行されてから、すでに全国で10,000件、千葉県でも370件を超えるNPO法人が設立されました。

また法人に限らず、市民の自発的な活動は活発に展開されています。その活動の分野は福祉、環境、教育、まちづくりなど多種多様です。

県では、「NPO立県千葉の実現」を掲げ、対等で緊張感のあるパートナーシップのもと、県民の皆さんの自発的な活動が日本で最も活発な県になるよう「千葉県NPO活動推進指針」を策定いたしました。

県民の視点に立ち、県民のニーズに基づいた多面的な社会サービスが提供できる地域づくりをすること、また県民が生き生きと活動できる環境を整えることにより、県民が自己実現を図り、支えあう仲間をつくり、自らが社会をつくる主役の一人として活動する。これがNPO立県です。

600万県民がみんな力で力をあわせ、知恵を出し合い、豊かで活力と個性のある、県民が主役の新しい21世紀の千葉県を築いていきましょう。

平成15年3月

千葉県知事 堂本 暁子

# 目 次

---

指針の構成	1
はじめに	3
指針策定の趣旨	3
指針の性格	4
指針の構成	4
I この指針について	5
1. 指針の理念	5
2. 指針の対象	5
3. 指針での定義	7
II NPOを取り巻く現状と課題	9
1. 社会経済状況の変化	9
(1) 行政のあり方の変化	9
(2) 新しい市民社会の台頭	10
(3) NPOの重要性	10
2. 千葉県の方向性	12
(1) 千葉県行政の現状と課題	12
(2) 千葉県のNPOの現状と課題	12
III 指針	14
1. 指針の基本原則	14
2. 9つの指針	16
IV 行動計画	20
参考	
1 千葉県NPO活動推進懇談会	25
2 指針の策定経緯	26
3 全国的なNPOの現状	29
4 県内のNPOの現状	30
5 NPO支援センターのあり方について	35

## 指針の構成

### はじめに

指針の策定趣旨

(指針の性格) 市民・NPO・行政の協働による指針  
(指針の構成) 第I章～第IV章

### I この指針について

#### 1. 指針の理念

「NPO立県千葉の実現」～NPOが日本で最も活動しやすい千葉県～

⇒ 市民の視点に立ったより良い地域づくり

#### 2. 指針の対象

#### 3. 指針での定義

### II NPOを取り巻く現状と課題

#### 1. 社会経済状況の変化

- (1) 行政のあり方の変化
- (2) 新しい市民社会の台頭
- (3) NPOの重要性

#### 2. 千葉県の方向性

- (1) 千葉県行政の現状と課題
- (2) 千葉県のNPOの現状と課題

### III 指針

#### 1. 指針の基本原則

- (1) 市民本位の確立
- (2) 地域の個性ある発展の実現
- (3) 新しい官民の役割分担の構築
- (4) ワンストップサービスの実現
- (5) パートナーシップと競争が生まれる環境の構築
- (6) アカウンタビリティ（説明責任）の重視

#### 2. 9つの指針

- 指針1 この指針は、NPOによる地域やコミュニティの社会的課題解決の力を強化することを目的とします
- 指針2 NPOとさまざまな主体との多面的な関係づくりを促進します
- 指針3 NPOと行政との協働の領域を確立します
- 指針4 県行政は、全庁的に統一した手法で指針に取り組みます
- 指針5 県行政は、NPOに関してワンストップサービス体制を実現します
- 指針6 千葉県におけるNPO活動の推進を図るため、県行政は、市町村行政との連携・協力体制を確立します
- 指針7 県行政は、市民が多様なNPO活動を生み、育てていくことを支援します
- 指針8 NPO法の精神を生かしたNPO政策を実現します
- 指針9 県行政は、NPO政策について、全国を先導できるような取り組みを積極的に推進します

### IV 行動計画（平成15年度～17年度）

・指針の目的を達成するための27の先導的事業

## 【指 針】

<p>指針 1 この指針は、NPOによる地域やコミュニティの社会的課題解決の力を強化することを目的とします</p>
<p>指針 2 NPOとさまざまな主体との多面的な関係づくりを促進します</p>
<p>指針 3 NPOと行政との協働の領域を確立します</p>
<p>指針 4 県行政は、全庁的に統一した手法で指針に取り組みます</p>
<p>指針 5 県行政は、NPOに関してワンストップサービス体制を実現します</p>
<p>指針 6 千葉県におけるNPO活動の推進を図るため、県行政は、市町村行政との連携・協力体制を確立します</p>
<p>指針 7 県行政は、市民が多様なNPO活動を生み、育てていくことを支援します</p>
<p>指針 8 NPO法の精神を生かしたNPO政策を実現します</p>
<p>指針 9 県行政は、NPO政策について、全国を先導できるような取り組みを積極的に推進します</p>

## 【行動計画】

1 指針に対する理解の促進
2 県行政における全庁的取り組みの推進
3 NPOに関する知識の普及・啓発
4 NPOの事業力を強化する研究会の設置
5 地域資源活用マップの作成
6 地域活性化戦略の策定
7 統合的な補助金制度への改編
8 県行政の事務事業の仕分け
9 NPOと協働した事業の組み立て
10 パートナーシップマニュアルの作成
11 NPO担当部署への情報の一元化
12 NPO活動推進委員会（仮称）の設置の検討
13 県職員のNPOに関する理解の促進
14 ワンストップサービスの窓口の充実
15 参加のプロセスの明確化
16 NPO支援センターの検討
17 市町村行政の支援センターとの関係構築の検討
18 出前説明会の開催
19 市町村職員への研修
20 県行政と市町村行政のNPO施策の共同研究
21 NPO法人情報の公開
22 NPO法運用マニュアル等の作成
23 NPOに関する顕彰制度の検討
24 NPO施策の進捗に関する報告書の発行
25 NPO活動推進自治体会議（仮称）の検討
26 現在実施しているNPO支援事業の継続・発展
27 NPO支援税制の検討

## はじめに

### 指針策定の趣旨

この指針の目的は、「NPO立県千葉」の実現にあります。

これまでは、行政、企業という2つの部門がさまざまな社会的課題の解決に取り組み、あるいは、サービスを提供する主体として、大きな役割を果たしてきました。しかし、21世紀は、行政、企業とならんで、NPOが大きな役割を担っていくようになります。

これらの3つの主体が、それぞれの役割を果たし、地域や人々の幸せのため、活発に活動していくことが、これからの地域の豊かさを生み出していくことになります。

行政や企業の活動の重要性は、今後も増すことに間違いはないのですが、その一方で、一種の限界が明らかになってきたことも事実です。

市民の多様な「思い」や「発案」に基づいたNPOの活動がその閉塞をうち破り、新しい市民ニーズを実現していくことができる主体として期待されています。

とりわけ、千葉県の文化や自然環境、地域の個性、経済・社会の状況をより市民のニーズに合った、住みやすく豊かさが実感できるものとしていくためには、そこで暮らす市民自身の主導性が重要となってきます。

この指針は、NPO立県千葉を実現するために、県行政が、どのような方針や施策をもって、NPO活動を推進していくか、また、NPO、県行政、市町村行政、公益法人等が、どういった関係を、どんな方法で築いていくことが良いのかということについて述べたものです。

そして、そのために県行政をはじめ、さまざまな主体がどのような取り組みを進めていくのかということを行動計画として明らかにしたものです。

指針の実現には、県行政だけでなく、市民、NPO、市町村行政等が対等なパートナーシップのもと積極的な取り組みを進めることが必要です。

多くの皆様の御理解と御協力、そして参加を期待して、この指針を策定しました。

(指針の性格)

この指針は、平成13年9月に発足した千葉県NPO活動推進懇談会において「NPO立県をめざして、NPO活動を推進するための新たな指針を策定していく必要がある。」という提言を受け、懇談会委員と県行政が協働して検討してきたものです。

策定の過程では、県内各地で市民から直接意見を聴くタウンミーティングを開催し、市民各層からパブリックコメントの募集を行うとともに、県職員や市町村職員との議論を重ねてきました。

この指針は、市民、NPO、県行政、市町村行政が協働して作り上げてきた成果です。

そして、千葉県NPO活動推進懇談会と県行政が、千葉県において、NPO活動を推進していこうとするさまざまな団体・市民に対して、協働の取り組み方を提案するものでもあります。

また、この指針は、策定後も、地方分権の進展など今後の社会環境の変化や県内のNPO活動の状況、タウンミーティング等で得られた意見を勘案して、柔軟に見直しを行うものとしします。

(指針の構成)

この指針は、次のような構成になっています。

第 章では、指針策定の理念、指針の対象を述べ、さらに、指針で基本となる用語を定義しました。

第 章では、NPOを取り巻く社会経済の状況や行政の変化、千葉県におけるNPOの現状や課題を述べています。

第 章では、この指針の中心となる部分として、NPO立県千葉の実現を図るための基本原則と9つの指針を述べています。

第 章では、NPO立県千葉の実現を図るため平成15年度から17年度まで3か年間の行動計画を述べています。

## この指針について

### 1. 指針の理念

この指針の理念は、「NPO立県千葉」の実現、つまりNPOが日本で最も活動しやすい千葉県を実現することにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくることです。

そして、そのために県行政のあり方を抜本的に見直し、NPOを社会の軸の一つに据えた上で、県行政の構造改革を進めていきます。

市民の視点にたったより良い地域とは、次の2つの方向から作られていきます。

一つは、NPO活動を推進することによって、より市民ニーズに基づいた多面的な社会サービスが提供され、新しい形の豊かで活力と個性のある地域を作っていくことです。

NPOは、従来の行政や行政の補完的な団体と違う視点から、新しい形の社会サービスを生みだし、発展させていく力を持っています。現代社会においては、福祉、環境保全、まちづくり、文化・芸術の振興、子どもの健全育成などといったさまざまな分野において、NPOの活動が求められるようになっていきます。

従来のように、行政が社会サービスの大部分を提供する責任主体となるのではなく、これからは行政とともに、NPOが、社会サービスの提供主体として極めて大きな役割を担うことをはっきり確認することが重要です。

さらに、市町村や公益法人をはじめとするさまざまな団体が、自らの特徴や強みを生かした役割分担をし、NPOとのパートナーシップを組み合わせながら、多面的な社会サービスを提供していくことが、豊かな地域づくりには必要です。

このような役割分担やパートナーシップが重要であるという認識も、「NPO立県千葉」の大きな理念の一部です。

もう一つの方向は、市民がいきいきと活動できる環境を整えることにより、市民が自己実現を図り、支え合う仲間をつくり、自らが社会をつくる主役の一人として活動することができる地域を作っていくことです。

市民が、単に行政サービスを利用するだけでなく、コミュニティを実現する主体として、人々に働きかけていくことによって、はじめてこのような地域・コミュニティは生まれます。

このような活動や関係を生み育てる器（うつわ）として、NPOは最適なものであると考えられています。NPO活動を推進することにより、市民主権が実現される千葉県を作り上げていくこともこの指針の理念です。

### 2. 指針の対象

この指針が、主に対象としているのは、一般的に「NPO」(Nonprofit Organization)と呼ばれている団体です。



それは、市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体を指しています。

このような団体は、従来、市民団体、ボランティア団体、市民活動団体と呼ばれてきました。また、国際会議などの場合、非政府性という特徴を強調して、N G O (Non Governmental Organization) と呼ばれることもあります。

1998年12月に、特定非営利活動促進法(以下「N P O法」という)が施行されてからは、特定非営利活動法人(以下「N P O法人」という)だけがN P Oであるという分け方もありますが、この指針では、法人格の有無を問わず、先の特徴をもった団体をN P Oと呼ぶこととしています。

N P Oと近い、または部分的な共通点を持った活動や団体はたくさんあります。

たとえば、社団法人・財団法人・社会福祉法人などの公益法人等は、法令等の制約から、非政府性、自発性、自立性という点でN P Oと異なります。消費生活協同組合や農業協同組合などの組合等、町内会・自治会等も、共益団体という性格からはN P Oと違います。

しかし、指針の目的を達成していこうとするときに、これらの団体のN P Oと共通する特徴をどう活発にし、伸ばしていけるのかという点も重要なテーマとなります。

また、大学をはじめとする学術研究機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有し、公益性が非常に高い組織です。最近では、地元自治体をはじめとするさまざまな団体との連携・協力関係を強める傾向があり、これらの機関とN P Oの協働による調査研究やN P Oへの研修制度を導入する大学などN P Oとの間に多様な関係が構築されつつあります。

公益法人等、組合等、町内会・自治会等、学術研究機関といった団体は、目的を共有するとき、N P Oの仲間であり、重要なパートナーとなるのです。

市民一人ひとりも、ボランティアとして、寄付者として、また、会員としてN P Oの活動に参加したり、支援したりすることで、その活動をより活発にしています。さらに、市民一人ひとりがN P Oの活動をチェックすることが地域の豊かさや活力へとつながっていきます。

また、近年は、企業の社会貢献活動に見られるように、営利組織においても、より豊かな地域をつくるために、自発性や公共性をもった活動が盛んになっています。

指針の目的を達成するためには、このような活動も対象としていく必要があります。

さらに、市町村行政は、市民に最も身近な自治体であり、地域を運営するという点では、極めて重要な役割を担うものです。

そして、県行政も、新しいN P O活動にきちんと対応できるように変化していくことが必要です。

### 3. 指針での定義

この指針では、以下のように用語を定義します。

#### 「NPO」

市民の自発性に基づいた（自発性、非政府性）、営利を目的としない（非営利性）、自立的・継続的に（自立性、継続性）、社会サービスを提供する（公共性）、団体（組織性）を指しています。NPO法人、任意団体のいずれも含み、法人格の有無は問いません。

#### 「公益法人等」

民法第34条の公益法人（社団法人、財団法人）特別法に基づく社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、学校法人などを指します。

#### 「組合等」

共益的な団体である生活協同組合、農業協同組合、森林組合などの組合、中間法人法による中間法人などを指します。

#### 「町内会・自治会等」

地域を基盤とする団体である町内会、自治会、区（地区）などを指します。

#### 「ボランティア」

原則として無報酬で、自発的に社会活動を行う個人を指します。

#### 「市民」

県民（県内に住所または居所を有する個人）及び県内で活動する個人・団体（企業を含む）を中心とした、あらゆる個人、団体を指します。

ただし、個人としての市民を単に「市民」と書くことがあります。

#### 「千葉県」及び「県行政」

地域としての千葉県を指す場合には、「千葉県」を使い、行政機関としての千葉県を指す場合には「県行政」と表記します。県の関係各課といった場合には、教育委員会をはじめとする行政委員会や審議会・懇談会などを含みます。また、市町村についても行政機関を指す場合には、「市町村行政」と表記します。

#### 「社会サービス」

この指針では、「社会サービス」を「広く社会一般（不特定多数の者）の利益を第一の目的としている活動」として使っています。

この場合、活動の担い手が、公的機関でも、民間であっても構いません。

また、その便益が、直接的には少数者が一時的に享受できない場合や、対価の支払者だけに限定されることがあっても、その結果として、「広く社会一般（不特定多数の者）の利益を第一の目的」としている場合には、「社会サービス」としてと捉えることとします。

### 「パートナーシップ」及び「協働」

パートナーシップとは、二者以上の主体がお互いの役割分担を明確にした上で、事業の推進を提携して行うなど、継続的な関係を持つことを指します。

協働よりも広い概念で、下に述べる「協働」の他に、外部委託や、目的を共有した上での定期的な協議・情報交換、PFI（Private Finance Initiative：民間資金等による公共設備の整備など）などを含みます。

協働とは、性格の異なる二者以上の主体が、対等の立場で、それぞれの目的を踏まえた上で、共通して取り組む目的及び事業の設定、その事業における役割分担などを行い、一つの事業を協力して推進することをいいます。

外部委託の場合は、委託者が目的や事業内容を定め、それを外部の受託者に遂行させることに対し、協働とは、相互の協議もしくは提案の下に、共通の目的と事業を設定することで、それぞれの独自の目的を達成することを図るものです。

### 「地域」と「コミュニティ」

「地域」は、地理的な概念であることに対し、「コミュニティ」は、むしろ心理的な概念とします。「コミュニティ」は、個々の市民の関心のあり方によってその大きさが変わってきます。環境や国際協力などの問題に取り組もうという人々にとっては、「コミュニティ」は地球規模の場合もあります。

## NPOを取り巻く現状と課題

### 1. 社会経済状況の変化

#### (1) 行政のあり方の変化

現在、社会サービスのあり方や行政の役割に大きな変化が起こっています。社会サービスの多くの部分は従来、行政が責任を持ち、主体となって提供するものでした。

しかし、近年、市民の価値観が多様化・多岐化しており、これまで考えられなかったような新しい社会サービスへの期待が高まっています。さらに、市民には、単に社会サービスの利用者としての役割から、自ら提供する担い手になりたいという意識も大きくなっています。

行政は、今までにない新しい社会サービスを生み出していくことや、先駆的なサービスや実験的なサービスを実施するということが、あまり得意ではありませんでした。よりきめ細かな柔軟性のある社会サービスや、少数の人々のニーズにあった社会サービスなどは、公平・平等という制約がある行政では十分に対応しきれない分野です。

このような状況の下、多くの市民は、行政が中心になって社会サービスを提供していくことに限界があると考えているようになってきました。

一方、長引く不況の中で地方自治体の財政は危機的状況となっています。

これ以上、財政規模の拡大ができない状況にいるわけで、行政の質的な転換が必要になっています。

同時に、地方分権が進展する中で、地方自治体間の競争やさまざまな地域格差が生まれ、各自治体の地域経営力がこれまで以上に問われるようになってきました。

さらに、国、県行政、市町村行政の関係は、これまでの、国から県行政へ、県行政から市町村行政へ事務が委任されていくという流れから、お互いに対等で、それぞれが違う機能を分担するパートナーであるという位置づけへと変化しています。その中で、国・県行政・市町村行政の新しいパートナーシップのあり方を構築していくことが必要です。

行政が行う社会サービスにおいては、保健・医療・福祉・環境・地域づくりなどの分野で、これまでの縦割り行政では対応できない課題が増えており、横断的な取り組みとして、施策の統合が求められるようになってきました。また、福祉分野に見られるように、利用者の視点に立ったサービスの多様化が進められつつあります。最近では、保育所やケアハウスなどの運営が企業・NPO等の民間にも開放され、施設の官設民営化も増えています。

このような流れの中で、これまで行政の補完的事務事業を行ってきた非営利の団体（公社や公益法人等）についても、その役割や性格の見直しが必要となっています。

また、規制緩和や民営化の進展により、社会サービス部門に企業とNPOが参入し、従来から社会サービスを提供してきた公益法人等と企業、NPOとの競争が起こっています。そして、これらの間の競争条件が公平でなかったことから、税制や補助金等、諸制度の整備が急がれています。

このように、行政と行政の行う社会サービスは、今までとは全く違う役割と位置づけへと変化していますが、このことは、市民が求める社会サービスの領域が拡大することで、行政が担うべき社会サービスの質やその範囲自体の見直しが迫られている結果なのです。

## (2) 新しい市民社会の台頭

行政の役割を大きく変えている要因の一つは、新しい市民社会の台頭にあります。

この社会は、NPOによって担われ、NPOが社会サービスの大きな担い手となろうとしていることに特徴があり、NPOは新しいサービスの開発、少数者の権利擁護、地球規模での環境保全、国際協力などの分野で、行政とは違う角度から、さまざまな社会サービスを生み、育てるという点で重要な働きを果たすものです。

NPOが新しい社会サービスを担い、社会を構成する大きな一員となっていくということは、世界的な傾向になっており、これからは、行政と企業とNPOの3つの部門が社会のさまざまな財やサービスの提供主体として、機能していくのです。

日本でも、90年代に入り、社会サービスを担うNPOの活動が急速に増加してきています。このことは、NPO法が1998年12月に施行されて以来、2002年9月末までに全国で8千法人を超えるNPO法人が誕生し、現在も全国で毎月約300もの法人が増えていることから明らかです。

地域社会や家庭の機能の弱体化、市民ニーズの多元化・多様化、グローバルゼーション（国際化やさまざまな世界的関係の進展）、市民の社会参加への意欲の高まり、行政の財政危機、地方分権、規制緩和などさまざまな社会の動きが、NPO活動の必要性を高めています。

このような市民社会の台頭の中で、行政も、その役割を見直す必要が生じています。一方、企業や組合等も、社会サービスの担い手として成長するとともに、社会貢献活動の主体、またNPOのパートナーとしての意識を高めてきています。

## (3) NPOの重要性

NPOは、新しい市民社会の担い手として、次のような役割を持っています。

第一に、NPOは、市民がさまざまな社会的な課題に取り組み、それを主体的に解決していこうとするときに重要な道具となるものです。

社会的課題は、福祉の不足やまちの衰退などといった問題だけではありません。芸術や文化・スポーツの振興、健康増進、地域や産業の発展、さらには、市民の仲間づくり、社会参加や行政との連携促進、自己実現や自己決定の力を増そうとすることも、重要な社会的課題といえます。

このような社会的課題への取り組みは、決して市民が個人だけでできることではなく、多くの人々や団体と共同して、または連携して取り組んでいくことが重要です。

第二に、NPOは多元的な新しい社会サービスを育て、提供していく機能を持っています。

市民が、地域や社会への責任感から、自ら考え実行していく活動は、行政や企業にない新しい価値を生み出していくことができます。その活動は、社会サービスに、多様性や多元性、受益者の視点に立った内容そして創造性を与えることができます。

NPOは、行政から独立した存在として市民が創意工夫をもって新しい社会サービスを生み、育てていくための最良の器であると言えます。

ここで、重要な点は、NPOは行政や企業が対応できない市民のニーズに対応だけの存在ではないという確認です。NPOの活動は、市民の主体性や、市民が自ら取り組みたいという課題から生まれるものです。行政や企業ができないから、生まれてくるものではないことを理解することが必要です。

第三に、NPOは、市民が行政の施策に参画していく時に重要な働きをします。

市民が、個人として行政施策に参画していくことは重要なことです。しかし、個人の活動では、継続して参画しようとしたときに限界があります。行政と連携して事業を遂行しようとする場合も同様です。

市民がNPOとして活動すれば、組織の中に、知識や情報、事業遂行力などを蓄積することができ、いつでも必要とする人に提供することができます。

第四に、NPOは、同じ社会的課題に関係する人々や団体の間に、新しい社会関係をつくり出します。

これまで社会を構成してきた、地縁や血縁、会社など職場におけるつながりが弱くなっている今日、NPOは、多様で新しい社会関係を築くことのできる存在として注目されています。NPO活動は、福祉活動における助け合いや、環境保全を通じた市民のネットワーク、市民同士の国境を越えた国際協力活動など、人と人、人と団体との新しいつながりを提供します。このような関係は、健全な社会を育むために極めて重要なものです。

第五として、NPOは、このような活動を通じて、社会全体をゆるやかに変革していく推進役となります。

NPOは、市民自身の社会的課題を解決する力を強化し、社会サービスの内容やあり方を変え、行政施策を変え、市民同士の関係を変えていきます。さらに、市民や行政、公益法人等や町内会・自治会等の役割や意識を変えていくでしょう。

それは、変革が必要となった今日の日本社会において、とりわけ重要な機能であるといえます。

## 2. 千葉県の方向性

### (1) 千葉県行政の現状と課題

千葉県においても、近年の社会構造の変化や人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、少子高齢化や国際化、まちづくり、環境問題への対応などさまざまな課題が山積しています。

県行政は、こうした課題に対して、これまでかなりの部分について中心になって対応してきたため、社会サービスは年々肥大化してきました。

しかし、20世紀の右肩上がりの経済成長が終わりを告げ、バブル崩壊後の長期不況が続く中で、県税収入が激減し、財政再建団体へ転落する危機に直面しているという非常に厳しい状況にあります。その結果、これまでのように幅広い分野にわたり、画一的なサービスを提供するという行政のシステムは、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できなくなっています。

21世紀を迎え、地方が主役となる分権の時代となり、県行政は、これまでの中央集権型から脱却し、千葉県固有の歴史と文化に根ざした、新しい分権型社会を構築していく「千葉主権の確立」をめざしていく必要があります。

そのためには、市民の視点にたって、県行政のあらゆる施策について総点検を行い、施策拡大型の行政から施策精選型の行政へと転換することが必要です。それと同時に、千葉県内における県行政の役割自体を大胆に見直していくことが重要です。

また、県行政の改革とともに、市町村行政との連携やNPOとの良好な緊張関係のもとの対等なパートナーシップづくりが必要です。

### (2) 千葉県のNPOの現状と課題

NPO法が施行されてから4年近くが経過しましたが、千葉県のNPO法人の認証数は、2000年3月には53団体であったものが、2001年3月末には117団体、2002年3月末には214団体、そして現在は305団体（2002年11月19日現在）となっており、千葉県内のNPO法人数は急激に増加しており、また、今後も引き続き増加するものと予想されます。

県内のNPOの現状について、県行政が任意団体も含めて実施した「NPOアンケート調査報告書」（2002年8月）からは、以下のような結果が出ています。

#### ・主たる活動分野

「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が34.9%、次いで「環境の保全を図る活動」が19.9%となっている

#### ・主な活動地域

「一つの市町村」や「近隣市町村を含む地域」で活動する団体が多く（併せて73.7%）、一方いわゆる国際的な団体の割合は少ない

#### ・活動開始時期

1991年以降が半数以上（56.4%）と、比較的新しい団体が多い

#### ・事務所の形態

専用の事務所を持っている団体は21.1%と少ない

- ・事業規模  
年間支出額が50万円未満の団体が半数近く（48.1%）に達している
- ・活動上の課題  
3割を超える団体が、「活動資金が不足している」、「特定の個人に責任や作業が集中する」、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」をあげている
- ・県行政に期待する支援  
半数以上の団体が「活動に対する資金援助」が必要としており、次いで「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」となっている
- ・市町村行政に期待する支援  
「活動に対する資金援助」、「事務所や会議室などの活動の拠点となる場所の提供」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」と続いており、これらはいずれも県よりも高い割合を示している

このように、現状では、NPO活動を発展させていく上で、

- ・十分な財源が確立されていないこと
- ・スタッフや会員、支援者の輪がなかなか広がらないこと
- ・団体を立ち上げ、または運営していく能力や他者との協力関係を築いていく能力がまだまだ備わっているとは言い難いこと
- ・社会や行政において、NPOやNPO活動が十分に理解されていないこと
- ・NPOにとって、社会サービスを提供している他のさまざまな団体との協力関係を築くことができないこと
- ・よりよい活動を提供していくための評価の枠組みや他の団体との公平な競争環境がないこと
- ・NPOが行政の施策へ参加しようとするときに、その道筋が明確ではないこと
- ・社会のさまざまな変化の情報が十分に得られないので、どのような活動を展開すべきか見通せないこと、  
など、まだまだ多くの障害や課題があります。



## 指針

NPO立県千葉を実現するために、次のような考え方に立って、千葉県において今後NPO活動を推進していくための道標となる6つの基本原則と9つの指針を策定しました。また、この指針を実現していくための26の行動計画を明らかにしました。

NPO立県千葉を実現するためには、千葉県におけるNPOやそれを取り巻く環境の課題を解決し、「NPOの重要性」で述べた5つの役割を十分発揮できるようにすることが必要です。

それは、NPO活動の可能性の明確化、NPO活動の可能性の強化、NPOを運営する能力の強化、NPOへのアクセス方法を強化することによって、NPO活動の領域を確立し、拡大することです。

そのために、県行政、市町村行政、NPO、企業等の役割を見直し、県行政との協働や県行政が支援できる範囲や手法を明らかにしていきます。

また、NPOが活動しやすい環境をつくるには、県行政の事業においても、NPOが力を発揮しやすくすることが重要です。そのために、市民ニーズにより効果的に対応できるよう、NPOの自主性や主体性を損なわないように配慮しながらパートナーシップを構築していくことが重要です。

「NPO立県」とは、NPOという活動を社会の軸の一つに据えることにより、県行政ばかりでなく県内のさまざまな構造変革を促進するものです。

### 1. 指針の基本原則

#### (1) 市民本位の確立

二つの意味での「市民本位」の確立を図ります。

第一に、社会サービスの受け手としての市民を重視するだけでなく、社会サービスの担い手としての市民やNPOを社会の中心に位置づけます。

そして、市民の抱える問題は、市民自身が解決していくという自己決定・自己責任を尊重します。

第二に、県行政は、市民の声をよく聴き、市民の意見がそのNPO施策に反映されるようにします。県行政の他の諸施策においても、市民の自主的・自立的な課題解決力に重きを置き、市民やNPOの先導的役割を尊重します。このため、県行政に市民が参加できる適正な手続きを定めます。

#### (2) 地域の個性ある発展の実現

NPO活動には、地域の個性が強く現れます。その活動を推進することは、とりもなおさず地域における課題の独自性や市民ニーズの多様性を尊重すること

です。県行政は、このような市民が生み出す地域ごとの個性ある発展の実現を促進します。

### (3) 新しい官民の役割分担の構築

県行政は、市民が担う社会サービスの提供というNPOの役割を認識し、その自主性・独立性を尊重します。NPOを含めた新しい時代の官民の役割分担のあり方を構築することをめざします。

### (4) ワンストップサービスの実現

NPO担当部署は、NPOに関わる関係各課（教育委員会などの行政委員会を含む）の事業の情報、国・他の都道府県・市町村等のNPOに関わる情報を一元化し、市民やNPOとの情報の共有ができる体制づくりを進めます。また、NPOや市町村行政と、関係各課との連絡調整を行います。

### (5) パートナーシップと競争が生まれる環境の構築

NPOと県行政との対等なパートナーシップを構築します。さらに、公益法人等、組合等、町内会・自治会等、企業、市町村行政と、NPOとのパートナーシップの構築を促進します。このパートナーシップにおいては、NPO同士の競争やNPOと企業、公益法人等との公正な競争が実現できる環境の構築をめざします。

### (6) アカウンタビリティ（説明責任）の重視

県行政のNPO施策に関して、その立案から決定・実施・評価にいたる過程におけるアカウンタビリティ（説明責任）を重視します。そのために、NPOとの関係づくりを進める基本的なルールなどを明文化します。

## 2. 9つの指針

### 指針 1

この指針は、NPOによる地域やコミュニティの社会的課題解決の力を強化することを目的とします

これは、この指針全体の目的であり、千葉県内において、NPO活動を推進していくために、NPOとさまざまな主体(県行政、市町村行政、公益法人等、組合等、町内会・自治会等、企業等)が、共有すべき認識です。

このためには、まず、地域やコミュニティが抱えている社会的課題を明確にし、その課題が地域の人々やさまざまな主体によって共有されることが必要です。

また、人々やさまざまな主体が、包括的にその課題に取り組むためには、地域にある多様な資源の現状を明らかにしていく必要があります。

そして、社会的課題を解決していくためには、NPO、企業、行政という各主体の独自の領域、競争する領域、パートナーシップを築く領域を明確にし、各主体に共通の理解が育まれていくことが必要です。

この共通の理解は、NPOが中心となって、その社会的課題に取り組む時に、何ができるのか、どうすればできるのかを、意見交換していく中から生まれてきます。

また、受益者としての市民が、そのような意見交換の場に参加できるようにすることで、社会的課題に対する共通認識を一層深めていくことができます。

### 指針 2

NPOとさまざまな主体との多角的な関係づくりを促進します

NPOは、さまざまな主体との相互理解やパートナーシップ、市民からの支援によって、その目的を達成していくことができます。

このため、さまざまな主体の間での、資金、アイデア、人、もの、情報、事業等の交換や開放が進められていくことが必要です。

また、NPOとさまざまな主体との関係は、相互理解、パートナーシップ、競争という視点から見直される必要があります。

### 指針 3

NPOと行政との協働の領域を確立します

NPOとさまざまな主体との関係づくりの中でも、とりわけNPOと行政との関係づくりは重要となってきています。

県行政とNPOとの関係としては、委託、事業協力(協定、共催、実行委員会などを含む)、情報交換、情報提供、政策提言、評価、補助、支援(後援などを含む)

などがありますが、このような関係はルール化されていません。

まず、NPOと行政との多様な関係を整理して、NPOによる地域やコミュニティの社会的課題解決力の強化という視点から、その関係を見直すことが必要です。

その場合、外部委託、協働、独自領域という事業の基準を明確にすることと関係づくりをルール化することが重要です。

また、協働事業においては、行政とNPOとの課題や目的（成果や評価を含む）の共有、市民による提案や成果の評価といった手続きの整備、行政事務の目的（成果）に焦点をあてた統合化などが必要となってきます。

さらに、協働という視点から、市町村行政への補助金の仕組みを見直すことや、国からの補助金の見直しを働きかけることを検討します。

なお、関係のルール化に当たっては、受益者である市民が、事業について評価できるように、行政過程を明らかにし、参加できる段階を明示することも求められます。

それと同時に、県行政のNPO施策への理解を促進する場や機会を増やすとともに、効果的な広報を実施していくことも必要です。

#### 指針 4

県行政は、全庁的に統一した手法で指針に取り組みます

指針を着実に実施していくためには、県行政が全庁的に統一した手法で行う必要があります。

そのために、県行政は、NPOに関する県行政内の情報をNPO担当部署に一元化するとともに、NPO担当部署の組織や権限を整備することとします。また、研修や協働事業等の学習・体験の機会を増やしていくことで、NPOや指針に対する県職員の理解を促進します。

なお、指針への取り組みは、「NPO立県」が県行政の大きな構造変革であるという視点の下、県の行財政改革と整合性を図ります。

さらに、県行政が進めている資源循環型社会づくり計画や地域福祉支援計画などにおいても、この指針の視点を生かすことによって、より一層計画が推進されるようにします。

#### 指針 5

県行政は、NPOに関してワンストップサービス体制を実現します

よく言われる縦割り行政の弊害は、行政の全体像をわかりにくくし、各種施策を利用しにくいものになっています。NPOと行政との協働を円滑に進めるためには、行政の組織や仕事の仕組みを市民にわかりやすいものにしていくことが必要です。

そのため、県行政は、NPOに関して一つの窓口で相談を受け、情報提供や連絡調整等を行う、いわゆるワンストップサービス体制の整備と充実に努めます。

また、指針を実施していくために、県行政は、NPOだけでなく、市町村行政、公益法人等、組合等、企業などと連携することが重要で、これもワンストップサービスで行える体制を整備します。

この指針を実施する当初においては、NPO担当部署と千葉県NPOパートナーシップオフィスをこれらのワンストップサービスを実現する中心と位置づけます。そして、指針をより確実に実施できるよう、今後、そのあり方や機能を見直していきます。

このワンストップサービスにおいては、企画・構想から予算化、実行そして評価など、県の行政過程において市民やNPOが参加できる段階を明らかにし、その情報提供を行います。このことによって、誰もが参加しやすく、情報を取りやすく、その評価が生かされる県行政の実現をめざします。

#### 指針 6

千葉県におけるNPO活動の推進を図るため、県行政は、市町村行政との連携・協力体制を確立します

県内のNPO活動を推進し、地域への定着を図るためには、市民にとってより身近な自治体である市町村行政の理解と積極的な取り組みが重要です。

そのため、県行政は、NPO施策に関して、市町村行政を先導するさまざまな施策を推進するとともに、その取り組みを支援する施策を検討します。また、情報の共有化、市町村職員の研修などを実施し、希望する市町村行政においては、NPO活動に係るさまざまな相談や法人認証相談ができるようにします。

また、各市町村行政のNPO施策がより効果的に展開されるためには、近隣市町村行政との連携・協力が重要です。県行政は、NPO活動推進に向け市町村行政のネットワーク化を積極的に促進します。

#### 指針 7

県行政は、市民が多様なNPO活動を生み、育てていくことを支援します

県行政は、市民がNPOをつくって、さまざまな社会的課題に取り組んでいく際に、その取り組みを一層促進し、また、自立したNPO活動が展開されるよう、環境を整え、支援を行います。

そのために、NPO活動の立ち上がりや、NPO活動を展開していくための必要なノウハウをNPO同士が学び、高めあっていくことなどを支援します。

また、NPO活動に必要な人・もの・資金・情報・場所といった経営資源を、どうすればNPOが自立性を損なわずに得ることができるのか、そのために県行政がどういう支援ができるのかについての検討も進めます。

さらに、千葉県内のNPOの発展段階に合わせた環境整備のあり方についても検討し、NPO向けの講座や研修などの事業に反映させていきます。

#### 指針 8

NPO法の精神を生かしたNPO政策を実現します

NPO活動の推進を図るためには、NPO法の精神を生かした政策の実現が重要になります。NPO法の基本的な精神は、市民自らがその意思に基づき自発的に行う活動に対しては、その団体の自律性を尊重し、行政の管理・監督は最小限にとどめ、そのことによって、社会全体の利益の増進を図ろうとするものです。

また、NPO活動の評価や、その支援の拡大は、NPOの情報公開の促進によって、市民自身が行えるようにしようというものです。

そこで、県行政は、この法の精神を一層生かすため、NPO活動が誰にでもわかりやすいものになるように、NPO法人に係る情報公開を進めるとともに、県行政が行うNPO法の執行や運用についても公平性や透明性を高めるように努めます。

また、NPO活動の自立性が一層高まるように、さまざまな施策の充実を検討していきます。

#### 指針 9

県行政は、NPO政策について、全国を先導できるような取り組みを積極的に推進します

県行政のNPO政策の推進を図るためには、多くの市民の理解と協力が重要です。そのために、県行政は、NPO政策の進捗状況を公開し、それに対する市民からの意見や提案等をその実施や見直しに生かしていきます。

また、全国のNPO政策の動向やNPOの活動状況等を把握し、県行政のNPO政策に生かすとともに、全国の自治体と意見交換や情報交換ができる交流の場を設けていきます。

さらに、個性ある地域の実現、情報公開、市民参加、地方分権といった、日本がこれからめざすべき地方自治の方向性において、全国のNPO政策を先導できるような个性的で斬新な取り組みを推進するとともに、国に対してもNPO活動が活性化するような環境づくりのため、諸制度の整備などを働きかけていきます。

## ・行動計画

この指針の目的を達成し、NPO立県千葉の実現をめざすため、県行政はこの行動計画に定めた事業を推進します。

また、この行動計画を実施する目標年次を、第一段階として平成15年度から17年度までの3か年とします。

指針は、市民とNPOと企業と行政との協働で策定されたものであり、この行動計画についても、協働で取り組むものとします。特に、行動計画の実施に当たっては、NPO及び市町村行政との連携・協力が欠かせない事業が数多くあります。多くのNPO及び市町村行政が、これらの事業の実施に積極的に参加することを期待するものです。

この行動計画は、指針策定時点において、最低限必要と考えられる事業を計上したものです。したがって、さまざまな状況の変化などから、指針を推進するために、新たな事業の必要性が生じた場合は、追加的な措置を検討します。

さらに、行動計画を具体化するために、実施計画を作成し、行動計画の中の優先課題や年度毎の目標を明確にします。そして、各年度終了時には、その達成度を評価するとともに、それをタウンミーティングなどで公表し、その進捗状況を市民も共有できるようにします。

また、3年終了後、進捗状況を検証し、行動計画の全項目を見直した上、新たな目標を決めます。

(各事業に対応する指針を【 】書きで示してあります。)

- 1 **指針に対する理解の促進** 【指針1、2、3、4、7】  
県行政は、NPOとの協働の下、この行動計画に盛り込まれた地域資源活用マップの作成、地域活性化戦略、NPOに関する講座・研修など、さまざまな事業の実施を通じて指針の普及を図り、多くの市民の理解を得ることに努めます。
- 2 **県行政における全庁的取り組みの推進** 【指針4】  
NPO担当部署が中心となって、地域資源活用マップ、地域活性化戦略、統合補助金制度、市民やNPOによる提案事業などにおいて、県行政の事務事業全体との整合性を図ります。併せて、県行政のアクションプランその他さまざまな計画との調整も行います。
- 3 **NPOに関する知識の普及・啓発** 【指針1、7】  
県行政はNPOと協働して、NPOの入門、基礎知識、運営方法、運営に必要な情報、全国的な動向などに関する講座を、県内各地で開催し、NPOに関する理解を広めます。
- 4 **NPOの事業力を強化する研究会の設置** 【指針1、2、7】  
NPO担当部署は、専門家、NPOなどの協力を得て、NPOの課題解決力や経営力を向上する研究会を設置し、その成果を普及します。

- 5 地域資源活用マップの作成** 【指針 1、2、3、6】  
NPO担当部署は、関係各課、市町村行政、地域のNPO等と協働して地域活性化プロジェクトチーム（仮称）を作り、地域資源活用マップを作成します。  
このマップは、NPO等が地域の諸課題の解決に取り組むときに必要な基礎データ、公共施設やサービスの提供の状況、関係機関等の取り組みの現状などを明確にするとともに、各主体の協力関係のあり方や活動上の障害・課題等を明らかにするものです。  
なお、このマップは、地域の比較を行うことを目的に作成するものではなく、地域の特性や個性が十分発揮されるようにします。また、作成にあたっては、利用者である市民の意見を十分に生かしたものとします。
- 6 地域活性化戦略の策定** 【指針 1、2、3、6】  
地域活性化プロジェクトチーム（仮称）が中心になって、地域資源活用マップにおいて明らかにされた課題に対して、どの組織や機関がどのように取り組むべきかを示した地域活性化戦略を策定します。  
この戦略の中で、国、NPOとさまざまな主体の役割を見直すとともに、NPOの領域、行政の領域、企業の領域、協働の領域等の仕分けを行います。  
なお、地域活性化戦略は、地域の特色や個性を重視し、地方分権の方向性に沿ったものにするるとともに、県行政のアクションプランをはじめ、関係する諸計画との整合を図るものとします。
- 7 統合的な補助金制度への改編** 【指針 2、3、6、7】  
県行政は、NPO等が参入した方が、市民のニーズをより満足し、制度の目的を達成できると考えられる個別事業に対する補助金に関しては、それらを統合して、代わりにNPO等を対象にした公募制の統合的な補助金制度をつくります。  
また、NPOに関する市町村行政への補助金についても、関係各課と調整・連携の上、市町村行政と十分な協議を重ね、NPOに関する統合的補助金制度を検討します。ただし、このこと自体が、補助金の削減を意味するものではありません。
- 8 県行政の事務事業の仕分け** 【指針 3、4】  
NPO担当部署は、行政改革担当部署と共同して、県行政の事務事業を全面的に見直し、行政の独自領域、行政の独自領域だが市民参加が必要な領域、企業・NPO等への外部委託が可能な領域、NPOとの協働の領域などへの仕分けを行います。
- 9 NPOと協働した事業の組み立て** 【指針 1、2、3、4、5】  
NPO担当部署は、関係各課と連携し、NPOに関わる県行政の事業について、予算を立てる前にタウンミーティング等を開き、県内地域の抱える課題についての共通認識を育てるものとします。  
そして、県行政の事業のうち、NPOと協働するにふさわしい事業については、事業提案を公募し、予算に反映させるものとします。



- 10 パートナーシップマニュアルの作成** 【指針1、2、3、4、5】  
NPO担当部署は、関係各課と連携して、NPOと県行政との関係のあり方をその性格ごとに整理し、そこでのパートナーシップについてのマニュアルを作成します。このマニュアルには、市民やNPOの参加が透明なルールの下で行われるよう市民参加の規定や、協働事業を評価し、その評価結果を市民に知らせる方法を盛り込むことを検討します。
- 11 NPO担当部署への情報の一元化** 【指針4、5】  
県行政のNPOにかかる事業の情報は、NPO担当部署が一元化します。
- 12 NPO活動推進委員会（仮称）の設置の検討** 【指針1、2、3、4】  
NPO担当部署は、指針の進捗状況の評価などの方法も検討するとともに、市民参加やパートナーシップのルールが守られるようにするため、第三者機関であるNPO活動推進委員会（仮称）を設けることを検討します。
- 13 県職員のNPOに関する理解の促進** 【指針2、4】  
県行政は、NPOに関する職員研修、職員のNPO活動体験の促進やNPOとの協働事業などを通じて、県職員のNPOへの理解を深めます。なお、これらの実施に当たっては、研修担当部署等関係各課とNPO担当部署が連携を図りながら進めます。
- 14 ワンストップサービスの窓口の充実** 【指針5】  
県行政は、当面、千葉県NPOパートナーシップオフィスをNPOに関する県のワンストップサービスの総合窓口と位置付け、市民やNPO、市町村行政等からのさまざまな相談に応じるとともに、県行政のNPO施策についての説明や情報提供を行います。
- 15 参加のプロセスの明確化** 【指針1、2、3、5】  
県行政は、NPOに関する事業について、企画・構想・予算化・実行・評価などさまざまな段階ごとに市民やNPOの参加が容易に行われるように、情報提供を進め、市民参加のプロセスを文書の形で明らかにしていきます。  
また、県行政は、これまでタウンミーティングやパブリックコメントなど、市民が行政に直接参加する取り組みを実施してきましたが、今後、市民参加が一層促進されるよう、これらを充実していくとともに、他の手法も研究していきます。
- 16 NPO支援センターの検討** 【指針5、7】  
千葉県NPO活動推進懇談会とNPO担当部署は引き続き、市町村でのNPO支援センターの設置状況を調査し、NPOのニーズを検討し、全県的なNPO支援センターのあり方を検討することとします。

**17 市町村行政の支援センターとの関係構築の検討** 【指針5、6】

NPO担当部署は、千葉県NPOパートナーシップオフィスや今後検討していく全県的なNPO支援センターと、市町村行政が設置するNPO支援センターとの役割分担・ネットワークを構築するための施策を検討します。

**18 出前説明会の開催** 【指針1、4、5、6、7】

NPO担当部署は、市民やNPO、市町村行政からの要請に応じ、関係各課の協力を得て、県行政のNPO施策の説明を行うために出前説明会を開催します。

その際、NPO施策に関するニーズの聞き取りや意見交換を行い、県行政のNPO施策に反映させるようにします。

**19 市町村職員への研修** 【指針6】

県行政は、市町村行政のNPO施策を支援するため、希望する市町村職員を対象にNPOに関する研修等を実施します。なお、研修については、NPO、市町村行政研修担当機関等と連携して実施するものとします。

**20 県行政と市町村行政のNPO施策の共同研究** 【指針2、3、6】

NPO担当部署は関係各課と連携して、地域のNPO活動を推進することにより社会のさまざまな課題解決を図るため、必要となる施策等について、NPO、市町村行政と共同で研究を進めます。

**21 NPO法人情報の公開** 【指針7、8】

県行政は、誰もがNPO法人の活動状況を容易に知ることができるように、インターネットなどを通じて、NPO法人から提出された年次報告書等を公開するなど情報公開を一層進めます。

**22 NPO法運用マニュアル等の作成** 【指針7、8】

NPO担当部署は、NPO法の執行や運用に関し、公平性や透明性を確保するために、NPO法の運用ルールを明らかにするQ&A集やマニュアルを整備します。

**23 NPOに関する顕彰制度の検討** 【指針7、9】

NPO担当部署は、県内及び全国の優れたNPO活動を顕彰する制度の創設を検討します。

このことによって、NPO活動を通じた連携の輪が、県境を超え、全国に広まることが期待されます。

**24 NPO施策の進捗に関する報告書の発行** 【指針4、9】

県行政は、指針の推進状況及び県内のNPOの状況に関する報告書を作成します。

## **25 NPO活動推進自治体会議（仮称）の検討** 【指針9】

県行政は、NPO施策を積極的に推進する全国の自治体との連携や交流を図り、その取り組みの輪を広く全国に拡大させていくため「NPO活動推進自治体会議（仮称）」の創設を検討します。

## **26 現在実施しているNPO支援事業の継続・発展** 【指針2、3、7】

県行政は、現在実施しているちばNPOフォーラム、NPO活動費補助金事業、NPO活動提案募集事業、NPO実務講座、ちばNPO情報ネットの構築という事業を継続・発展させ、その成果を行動計画の他の事業に反映していきます。

## **27 NPO支援税制の検討** 【指針7】

県行政は、NPO法の趣旨や目的を生かすため、NPO法人に対する税制上の支援策を検討します。

この支援策は、NPO法人の健全な発展を促すため必要かつ十分なものとすべきですが、他の法人（企業や公益法人等）とのバランスも考慮します。

なお、NPOの財政基盤強化に大きな影響をもつ国の税制については、公益法人制度改革の動向を注視しつつ、NPOの健全な発展を促進するという観点から、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。（平成15年3月追加）

## 参 考

### 1 千葉県NPO活動推進懇談会

#### (1) 設置の趣旨等

千葉県では、「NPO立県千葉の実現」に向けて、NPOが活動しやすい環境づくりやNPOと行政が良い緊張関係と対等なパートナーシップを形成し協働することをめざし、さまざまな取り組みを進めていくこととしました。

この懇談会は、県内のNPO活動を促進するために、NPOと行政との相互連携のあり方や県行政が行うべき関連施策等について広く意見を聴くために平成13年9月に設置されたものです。

#### (2) 委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等(委嘱時)
荒井 茂男	我孫子市環境生活部市民活動支援課長
池田 徹	小規模サービス・グループホーム千葉県連絡会 事務局長
伊原 香奈子	ちば環境情報センター 運営委員
上山 静一	イオン株式会社環境・社会貢献部長
延藤 安弘	特定非営利活動法人千葉まちづくりサポートセンター 代表
大塚 正明	特定非営利活動法人印旛沼広域環境研究会 副理事長
大森 智恵子	ちばNPO協議会 事務局長
杉田慎一郎	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 地域福祉部長 (14年6月4日まで)
岡澤 久臣	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 地域福祉部長 (14年6月5日から)
小石 まさよ	社団法人千葉県商工会議所連合会 事務局長
國生 美南子	特定非営利活動法人たすけあいの会ふきのとう 理事代表
鈴木 信尚	東庄町健康福祉課長
牧野 昌子	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ 理事長
松原 明	シーズ(市民活動を支える制度をつくる会)事務局長
森野 莊聿	さわやかハートちば推進協議会 さわやかサポーター
森谷 良三	特定非営利活動法人ディヘルプ 理事長
山田 晴子	特定非営利活動法人ちばエムディーエコネット 代表
横山 清美	環境パートナーシップちば 代表
合 計	17名 : 座長、 : 副座長

## 2 指針の策定経緯

### 平成13年度

年月日	会議名等	議題等
平成13年9月20日	第1回NPO活動推進懇談会	1. 千葉県NPO活動推進に係る平成13年度事業等 2. 千葉県NPOサポートセンターの設置
平成13年11月26日	第2回NPO活動推進懇談会	1. 千葉県NPO活動推進懇談会の議題及び進め方 2. (仮称)NPOサポートセンター
平成13年12月7日、 14年1月11日、2月5日、 3月1日、3月29日	NPO活動推進懇談会指針策定部会	NPO活動推進指針の策定
平成13年12月10日、 14年1月8日、1月28日、 2月18日、3月25日	NPO活動推進懇談会(仮称) NPOサポートセンター設置 検討部会	(仮称)NPOサポートセンターの設置(1月8日かながわ県民活動サポートセンター視察、1月28日せんだい・みやぎNPOセンター視察)
平成13年12月18日	市民(NPO・ボランティア) 活動推進庁内連絡会議	「NPO立県千葉」実現のための取組について
平成13年12月20日	市民(NPO・ボランティア) 活動推進県・市町村連絡会議	NPO活動推進施策等
平成14年2月20日	第3回NPO活動推進懇談会	1. 専門部会からの検討経過報告 2. 「ちばNPOフォーラム」の開催結果報告

### 平成14年度

年月日	会議名等	議題等
平成14年4月16日	第1回NPO活動推進懇談会	1. 平成14年度千葉県NPO活動推進懇談会の進め方 2. NPO活動推進懇談会専門部会のあり方
平成14年5月14日	市民(NPO・ボランティア) 活動推進庁内連絡会議	1. 「NPO立県千葉の実現」をめざす戦略 2. 平成14年度県のNPO関連事業
平成14年5月15日	市民(NPO・ボランティア) 活動推進県・市町村連絡会議	1. 「NPO立県千葉の実現」に向けての推進策 2. 平成14年度県のNPO関連事業
平成14年5月21日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	
平成14年6月3日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	

年月日	会議名等	議題等
平成14年6月12日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	
平成14年6月20日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	
平成14年7月 8日	NPO活動推進懇談会検討会	
平成14年7月11日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	
平成14年7月17日	第2回NPO活動推進懇談会	1. NPOアンケート調査中間報告 2. NPO活動推進指針骨子案 3. タウンミーティングの開催
平成14年7月22日	NPO活動推進指針骨子案(発表)	
平成14年7月23日 ～8月23日	NPO活動推進指針骨子案へのパブリックコメント募集	
平成14年7月26日	タウンミーティング(千葉市千葉県庁)	NPO活動推進指針骨子
平成14年7月29日	タウンミーティング(松戸市東葛飾支庁)	NPO活動推進指針骨子
平成14年8月5日	タウンミーティング(館山市安房支庁)	NPO活動推進指針骨子
平成14年8月6日	NPO県庁部課長会議	NPO活動推進指針骨子
平成14年8月10日	タウンミーティング(成田市成田市役所)	NPO活動推進指針骨子
平成14年8月12日	市民(NPO・ボランティア)活動推進県・市町村連絡会議	1. NPOアンケート調査中間報告 2. NPO活動推進指針骨子
平成14年8月19日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	
平成14年8月28日	第3回NPO活動推進懇談会	NPO活動推進指針中間報告案
平成14年9月10日	NPO活動推進懇談会検討会	NPO活動推進指針中間報告案
平成14年9月12日	NPO活動推進指針中間報告(発表)	
平成14年9月13日 ～10月11日	NPO活動推進指針中間報告案へのパブリックコメント募集	
平成14年9月13日	NPO活動推進関連庁内連絡会議	1. NPO活動推進指針策定スケジュール 2. NPO活動推進指針中間報告

年月日	会議名等	議題等
平成14年9月19日	タウンミーティング（茂原市茂原市役所）	NPO活動推進指針中間報告
平成14年9月21日	タウンミーティング（船橋市船橋東部公民館）	NPO活動推進指針中間報告
平成14年9月27日	市民（NPO・ボランティア）活動推進県・市町村連絡会議	NPO活動推進指針中間報告
平成14年10月10日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	NPO活動推進指針中間報告修正素案
平成14年10月25日	NPO活動推進懇談会検討会	NPO活動推進指針中間報告修正素案
平成14年11月5日	NPO活動推進懇談会検討会	NPO活動推進指針最終報告素案
平成14年11月18日	第4回NPO活動推進懇談会	NPO活動推進指針最終報告案
平成14年11月25日	NPO活動推進指針策定（発表）	
平成15年1月20日	NPO活動推進懇談会ワーキンググループ	
平成15年1月30日	第5回NPO活動推進懇談会	
平成15年2月13日	NPO活動推進懇談会NPO支援センター等検討会	
平成15年3月7日	NPO活動推進懇談会NPO支援センター等検討会	
平成15年3月17日	第6回NPO活動推進懇談会	NPO活動推進指針実施計画 NPO活動推進指針追加報告

### 3 全国的なNPOの現状

NPOは、その期待される役割が大きい一方で、まだ十分に確立された存在とは言えず、さまざまな課題を抱えています。

経済産業省のNPO法人に対するアンケート調査(2002年)によると、活動を開始したのが90年以降という団体が全体の8割を占め、NPO法施行以降に設立された団体が全体の5割を超えています。

主たる活動分野は、保健・医療・福祉分野の団体が全体の約4割と最大のグループを形成しており、続いて、環境保全分野が約8.5%。子どもの健全育成分野が約7%となっています。

その年間の事業規模の平均額は、1,892万円で、年間の事業規模1千万円未満の団体が、全体の約6割を占めており、規模の小さな団体が多いことがわかります。1億円を超える団体は、全体の約2%しかありません。

収入に関しては、委託事業を除いた対価収入と会費がそれぞれ全体の約3割を占め、寄付金収入は全体の約13%、行政からの補助金は約4%と少ない状況にあります。

有給常勤のスタッフは、平均1.4人。非常勤有給スタッフは、平均1.7人と、一団体が、2~3人の有給スタッフで運営されている状況にあることを示しています。

これらのことから、わかる全体としての特徴は、まだ出来て間もなく規模が小さな法人がほとんどを占めていて、多くのNPOは、収入の不確定さに悩みを抱えているということです。

また、市民が、NPOをつくり、社会的課題の解決に取り組むといっても、仲間を募る能力、NPOを立ち上げる能力、NPOを運営していく能力が、十分に備わっていないという現状もあります。このため、組織としての運営について検討が十分にされないまま法人を設立したが、活動に行き詰まるといったケースもあります。

さらには、NPOと市民の間や、NPOと行政との間に相互理解の不足、あるいはNPOとボランティアの違いが十分認識されていないなど、社会のNPO活動に対する理解不足があります。

一方では、企業が、社会的信用を得やすいとか、行政からの委託事業を受けやすいという理由からNPO法人化し、あるいは、NPO法人を関連団体として設立する動きが生まれており、NPOと企業がともに社会サービス分野に進出するにつれ、両者の競争が激しくなっています。

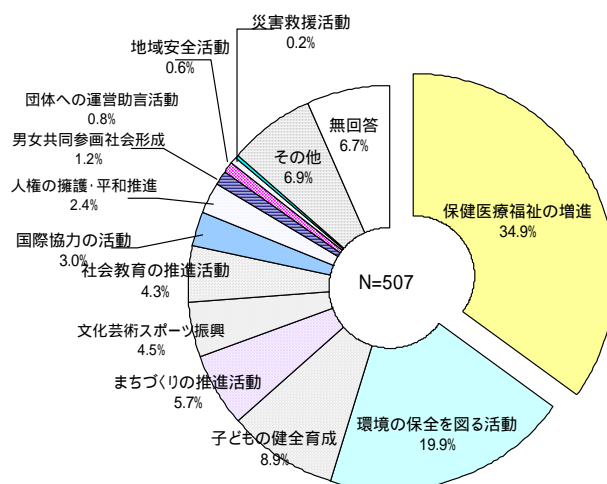
さらに、このような状況において、競争条件が不公平なまま放置されていることも多く、NPOの活動を阻害する一因となっています。

各種の制度・施策等の情報が十分伝わらず、NPO同士が情報交換する場も少ないため、孤立を強めつつあるNPOも少なくありません。

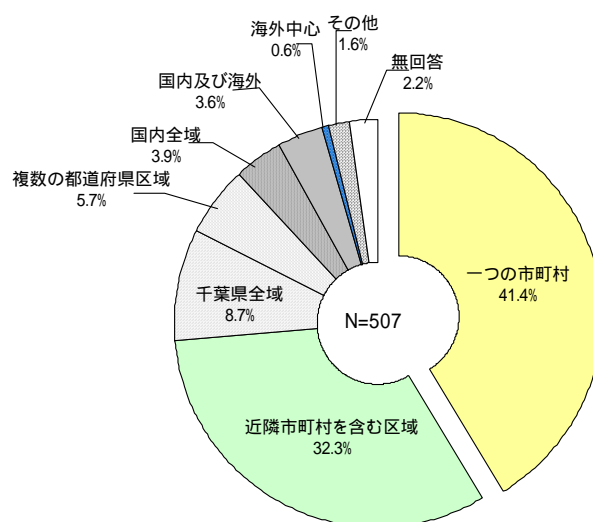


#### 4 県内のNPOの現状

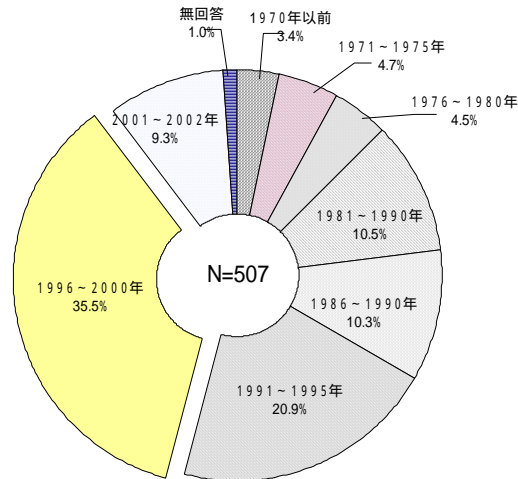
県行政が任意団体も含めて実施した「NPOアンケート調査報告書」(2002年8月)によると、NPOが特に力を入れている活動分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が34.9%と最も多く、次いで「環境の保全を図る活動」が19.9%となっています。



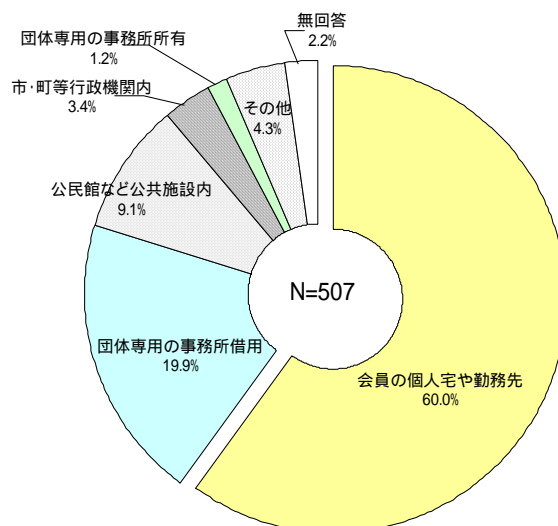
主な活動地域は、「一つの市町村」と回答した団体が41.4%と最も多く、次いで多い「近隣市町村を含む地域」の32.3%を合わせると実に73.7%に達しています。一方、「海外中心」を活動地域とする団体は0.6%、「国内及び海外」は3.6%にすぎず、いわゆる国際的な団体の割合は少なく、比較的地域に根ざした活動を展開している団体が多いということがわかります。



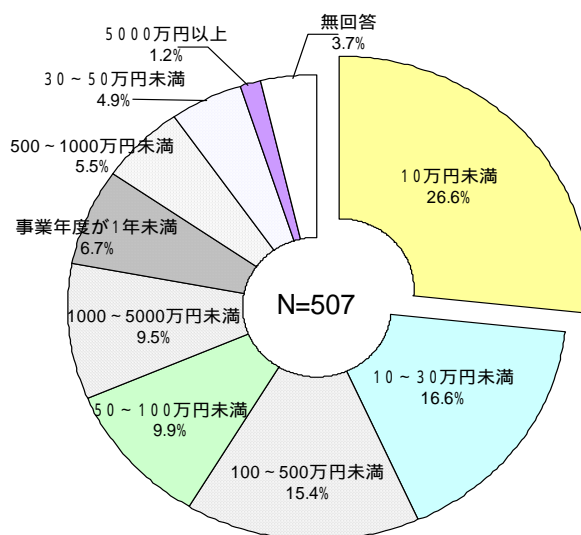
団体が活動を開始した時期は、「1996年～2000年」が35.5%で、その前の「1991年～1995年」も20.9%と、比較的新しい団体が多いという結果が出ています。



団体の事務所の形態については、「メンバーや会員の個人宅や勤務先等に事務局を置いている」と回答した団体が全体の60.0%と最も多い反面、「団体専用の事務所を借りている」が19.9%、「団体専用の事務所を自己所有している」が1.2%であり、専用の事務所を持つ団体は少ないといえます。

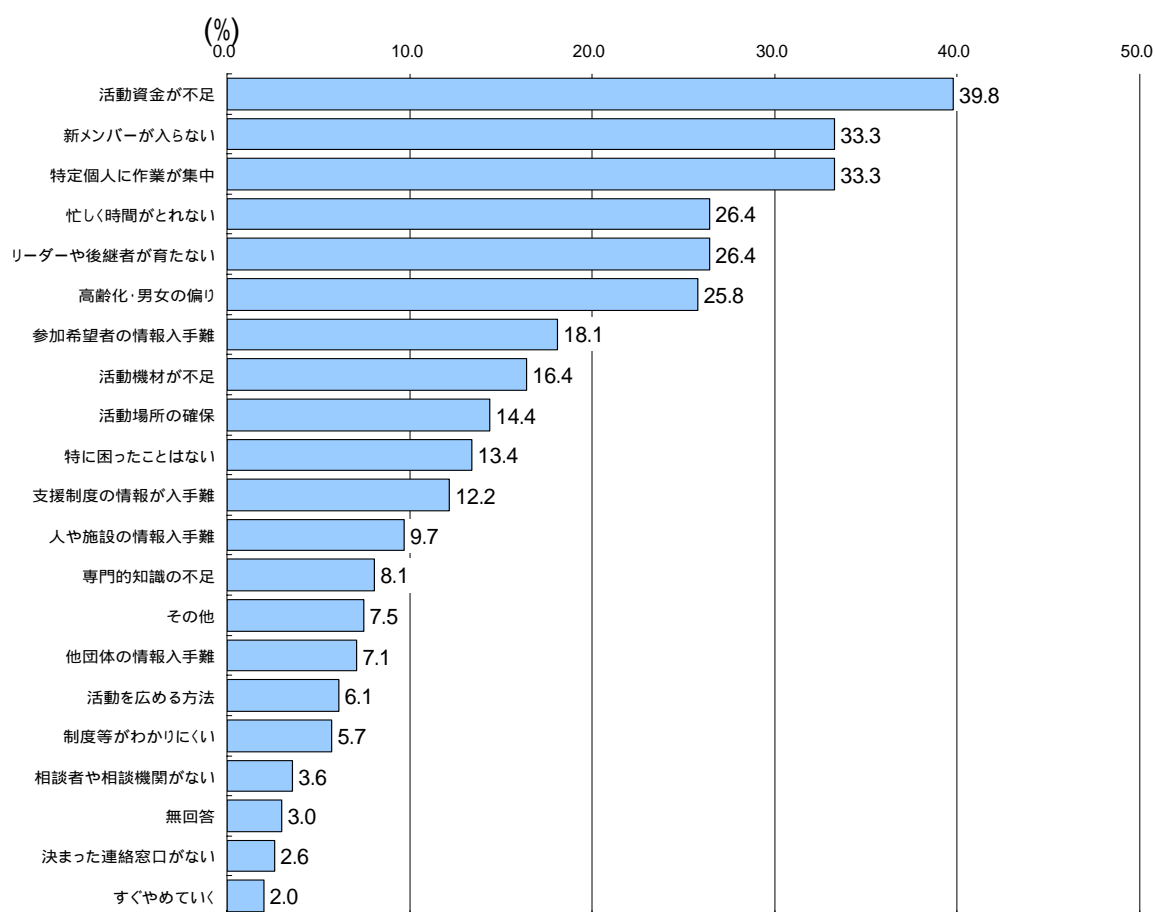


団体の事業規模（年間支出額）は、「10万円未満」が26.6%と最も多く、「10～30万円未満」が16.6%、「30～50万円未満」が4.9%で、50万円未満の団体の合計は48.1%と回答した団体の半数近くに達しています。一方、「1000万円～5000万円未満」が9.5%で、「5000万円以上」の団体は1.2%となっています。

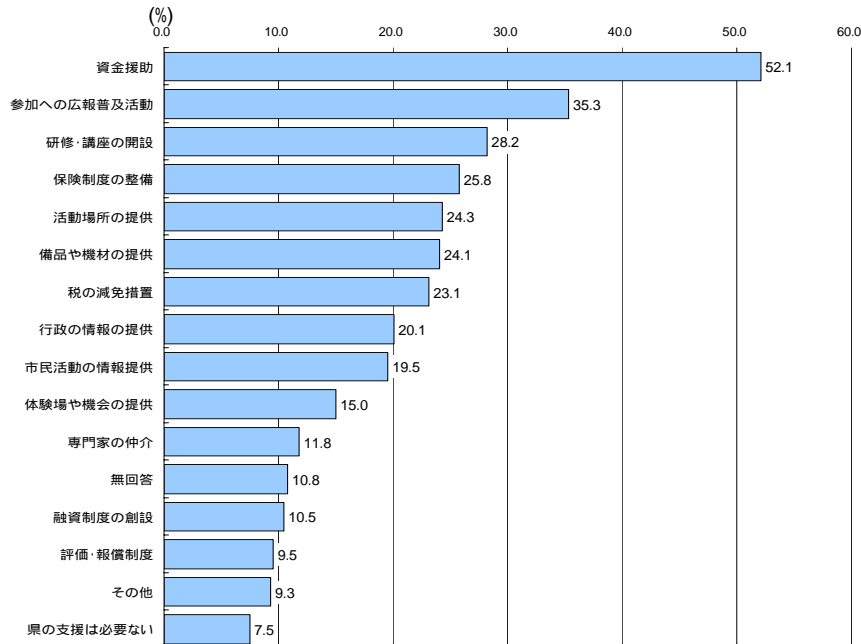


団体の収入について見ると、会費収入を得ている団体は71.6%で、事業（対価を得る）収入がある団体は43.6%、行政からの補助金収入がある団体は25.2%、民間その他からの助成金は19.1%の団体が、寄付金は34.9%の団体で得ています。

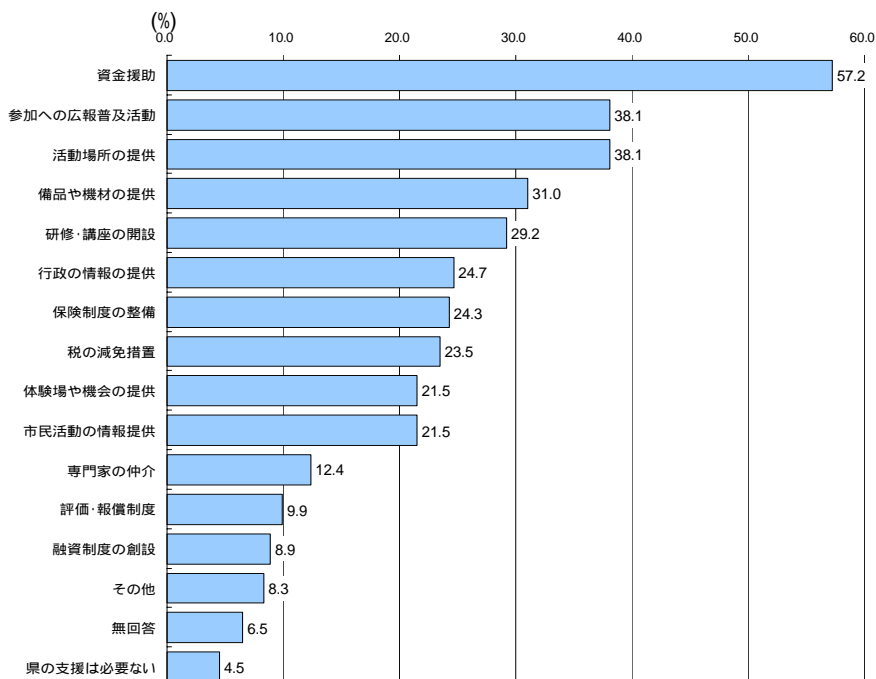
団体が現在抱えている課題については、3割を超える団体が、「活動資金が不足している」(39.8%)、「特定の個人に責任や作業が集中する」(33.3%)、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」(33.3%)をあげており、資金の問題、組織体制の問題、構成員の問題となっています。他に、「メンバーが忙しく、活動等の時間がなかなかとれない」(26.4%)、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」(26.4%)、「メンバーの高齢化や世代・男女の片寄りがある」(25.8%)も、比較的多くの団体が抱えている課題です。



団体がその運営や活動を発展させる上で県行政に期待する支援として、半数以上（52.1%）の団体が「活動に対する資金援助（補助金・助成金）」が必要としており、次いで「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」（35.3%）となっています。なお、「県からの支援は必要ない」と回答した団体が7.5%あります。



一方、市町村行政に期待する支援として、57.2%が「活動に対する資金援助（補助金・助成金）」を必要としています。続いて「事務所や会議室などの活動の拠点となる場所の提供」（38.1%）、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」（38.1%）となっており、これらはいずれも県よりも高い割合を示し、身近な行政への期待がより大きいことがわかります。



## 5 NPO支援センターのあり方について

(千葉県NPO活動推進懇談会追加報告：平成15年3月17日)

千葉県NPO活動推進懇談会では、千葉県におけるNPO支援センターのあり方について、専門部会((仮称)NPOサポートセンター設置検討部会(H13.12.10～H14.3.25))を設置し、かながわ県民活動サポートセンター、みやぎNPOプラザ及び仙台市市民活動サポートセンターの視察を行うなど、専門部会及び懇談会委員による検討会において検討してきたところである。

NPO支援センターについては、県と市町村、行政と民間の役割分担を踏まえた設置が重要であるが、他県の状況を見ると、県と市町村が同じような機能を備えているところが多く、現状では、必ずしも役割分担について十分整理されているとは言えない。

千葉県としては、県と市町村の役割分担を明確にした上で、県として新しいタイプのNPO支援のための拠点を確立することが必要であり、当面は下記の二つの事項について早急に整備をすることとし、引き続き、平成15年度に設置される(仮称)千葉県NPO活動推進委員会で検討していくべきである。

なお、県内市町村におけるNPO支援センターの設置状況は別添のとおりであるが、市町村におけるセンターの設置促進策や既存のセンターへの支援のあり方、また既存の公共施設の活用策などについても併せて検討していくべきである。

また、現在の非常に厳しい県の財政状況を考えれば、今はハード面の整備はできないと考えるが、将来的にはそれも検討すべき課題の一つである。

### 1. 当面、県は「情報収集・提供」と「相談」機能の充実を図るべきである。

県が実施したNPOへのアンケート調査(平成14年8月)などによると、NPOの多くは、市町村域で活動しているのが現状であり、NPO支援センターの機能(\*次ページ参照)の一つである「場の提供」は市町村が担うことがより多く期待されている。

また、県や市町村の既存の施設をNPOが使用できるようにすることで、活動の「場」は拡大できると考えられる

そこで、現状では、新たにNPO支援センターを設置するよりも、県庁本庁舎2階の「NPOパートナーシップオフィス」において、「情報収集・提供」、「相談」などソフト的な機能の充実を図るべきである。

なお、県は市町村と連携して、NPOが利用しやすくなるよう、公民館等公共施設の設置・運営基準の見直しについて、国に働きかけていくべきである。

### 2. NPOパートナーシップオフィスにおいて、次の機能(15年度中に整備すべき機能)の充実を図るべきである。

#### (1) 情報の受発信

##### ・情報の収集・提供

国・県・市町村のNPO関連施策

NPO活動の推進に係る先進的な取組み事例

行政・助成財団・企業などの助成金

NPOの団体・活動情報など

- ・千葉県NPO情報ネットの運用
- ・メールマガジン・電子会議室の検討
- (2) 市町村支援センター等とのネットワーク
  - ・市町村支援センター連絡会議の設置
  - ・社会福祉協議会設置のボランティアセンター、さわやかちば県民プラザの学びボランティアセンターなど、他の類似センターとの連携・情報の共有化
- (3) 相談・閲覧
  - ・NPO法人設立に関する相談
  - ・NPO法に関する相談
  - ・NPO活動に関する相談
  - ・専門家による実務相談
  - ・NPO法人の事業報告書等の閲覧
- (4) 人材開発
  - ・講座の企画立案・運営
  - 法人化説明会
  - 市町村支援センター職員研修会の検討
- (5) NPOと行政との協働の推進
  - ・NPOと行政との協働のためコーディネート
  - ・NPOと県との意見交換会の検討

なお、これらの機能を十分発揮するためにも、嘱託職員の資質の向上、県職員の常駐等、NPOパートナーシップオフィスのスタッフを充実し、コピーサービス等現行の設備による利便性の向上を図る必要がある。

また、ワンストップサービスの推進によって、NPOと行政との関係性を狭めてしまう例も出てきていることから、これについては十分留意する必要がある。

**\* 参考**

この報告において、NPO支援センターとは、次の機能を持つものとして定義している。

- (1) 活動の場の提供（貸会議室・貸しスペースなど）
- (2) 備品（貸しロッカー・貸しレターケースなど）
- (3) 情報コーナー（イベント情報などの掲示・配布、NPO関連図書の貸出など）
- (4) 相談窓口（スタッフの配置）
- (5) 作業用印刷機等の設備

～以下省略～

（参考）NPO支援センターの検討経過について

（別紙）県内市町村NPO（市民活動）支援センター調査結果

---

## 千葉県NPO活動推進指針

～NPO立県千葉の実現に向けて～

平成14年11月発行

平成15年3月一部追加

千葉県環境生活部県NPO活動推進課  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
TEL 043-223-4133 / FAX 043-221-5858  
E-mail [npo@mz.pref.chiba.jp](mailto:npo@mz.pref.chiba.jp)

---